

## 九州大学百年史 第1巻 : 通史編 I

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1801084>

---

出版情報 : 九州大学百年史. 1, 2017-03-31. Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

## 第 3 編

# 九州帝国大学の拡充



## 第1章 大学制度の改革

### 第1節 大学令の公布

#### (1) 教育制度の改革

1917（大正6）年9月20日、勅令第152号をもって臨時教育会議官制が公布された。平田東助を総裁に、副総裁は文部官僚の久保田譲、委員は36名で幹事長は1名、幹事は4名である。委員は、九州帝国大学前総長の山川健次郎、九州帝国大学現総長の真野文二のほか、官僚・教育者・軍人・資本家などから構成された。同会議は、内閣直属の教育諮問機関であり、1917年10月から1919年3月までの間に教育制度全般についての討議を行い1919年5月23日に廃止された。

臨時教育会議では、教育制度全般にわたる方針について審議を行い、大正後半期における教育制度の諸改革を実施する根本方針について答申した。この答申によって著しい改変がなされたのが高等学校と大学であった。1918年12月6日には高等学校令が公布され、それまで大学予科であった高等学校は男子の高等普通教育を完成する学校となった。これにより、高等学校は尋常科4年と高等科3年の修業年限7年の学校を本体とし文科・理科に分け、中学校4年修了をもって高校入学資格とすることで修業年限を従来より1か年間短縮することができるようにした。

大学について臨時教育会議では、1918年6月22日に大学および専門学校の教育についての改善要綱を答申した。そのうち大学に関するものは21項目あり、そのほかに希望事項が8項目付加されている。この答申に基づき大学制度の改善が行われ、同年12月に大学令が公布された。

この大学令の公布に先立ち、文部省は大学制度改善について既設帝国大学に改革についての意見を聴取していた。九州帝国大学では、この文部省からの諮詢の有無とは別に医・工両科大学から提出された改革案を骨子に立案し、1918年5月20日の評議会に付議して一応の結論を得るに至った（資料編I-161、p.361）。

大学改革ニ関スル件

- 一、綜合大学ヲ可トスルモ単科大学必スシモ不可ナラサルコト
- 二、分科大学ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究シ及其理論及応用ヲ教授スル所トスルコト
- 三、大学院ノ名称ヲ廢シ各分科大学ニ研究学生ヲ收容スルコト
- 四、学年始メヲ四月トスルコト
- 五、学年ヲ廢シ科目制トシ各帝国大学ヲ通シテ聴講スルコトヲ得シムルコト、スルコト
- 六、学士ノ称号ヲ得ントスル者ニハ別ニ定ムル所ニ抛リテ試験ヲ受ケシムルコト（理想トシテハ将来医育統一出来之上ハ称号試験ト開業試験トヲ別ニスルコト）
- 七、試験ヲ受クルニハ通シテ一定ノ年限以上ノ就学ヲ要スルコト
- 八、夜間授業ノ設備ヲ為シ学生ニ聴講ノ便ヲ与フルコト
- 九、優等生特待生ヲ廢スルコト
- 十、卒業式ヲ廢スルコト
- 十一、教授助教授ハ六十歳ヲ以テ停年トスルコト
- 十二、教授助教授ノ優遇方法ヲ設クルコト

上記改革案の他、学位については大学において授与することに決定したが、これを学位とするか称号とするかという点については決定に至らず、1919年1月13日の評議会の決定までもちこされた。この改革案により、1918年9月28日に通則中の特待学生が削除された。特待学生とは、學術奨励の趣旨により設けられたのであるが、この制度があるために学生が過度に心身を勞

するという弊害があったのである。このほか、4月学年開始制や学年学級制の廃止と自由聴講制など、東京帝国大学案と歩調をあわせるかたちとなった。総長真野文二は臨時教育会議の委員でもあったことで同会議や他大学の動向を正確に把握することができたためか、この九州帝国大学の改革案は大学令としてほぼ実現をみている。上記案のうち、夜間授業については真野総長が滞英中に夜学でフランス語を学んだ経験があり、1921年6月には工学部で夜間講話を開きたいという意向を新聞紙上でも発表しているが(『九州大学五十年史』通史、p.154)、実現をみなかった。なお、教授・助教授の60歳定年制については希望的申し合わせ事項の意味が強く、拘束の実行力は無く施行されるには至らなかった。

## (2) 大学令の公布

### 大学令・帝国大学令による制度改革

1918(大正7)年12月6日、勅令第388号をもって「大学令」が公布され翌1919年4月1日より施行された。

#### 大学令

第一条 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ  
 攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘ  
 キモノトス

第二条 大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合  
 ニ於テハ単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テテ大学ト為スコトヲ得  
 学部ハ法学、医学、工学、文学、理学、農学、経済学及商学ノ各部ト  
 ス

特別ノ必要アル場合ニ於テ実質及規模一学部ヲ構成スルニ適スルトキ  
 ハ前項ノ学部ヲ分合シテ学部ヲ設クルコトヲ得

第三条 学部ニハ研究科ヲ置クヘシ

数個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル為之  
ヲ綜合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得

第四条 大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依リ公立又  
ハ私立ト為スコトヲ得

〔中略〕

第九条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該大学予科ヲ修了シタル者、  
高等学校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等  
以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

入学ノ順位ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十条 学部ニ三年以上在学シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ学  
士ト称スルコトヲ得

前項ノ在学年限ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年  
以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上当該学部ニ在学シ其ノ他相当ノ学  
力ヲ具ヘタル者ニシテ当該学部ニ於テ適当ト認メタルモノトス

〔中略〕

第十六条 大学及大学予科ノ学則ハ法令ノ範囲内ニ於テ当該大学之ヲ定  
メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

〔中略〕

第二十一条 本令ニ依ラサル学校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク  
ノ外大学ト称シ又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル  
コトヲ得ス

附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大学ト称シ又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スヘキ文  
字ヲ用ウル学校ニハ当分ノ内第二十一条ノ規定ヲ適用セス

大学令ハ大学一般ノ規定を制定したものであり、従来の帝国大学令は大学

令のもとにおいて帝国大学だけに適用されることとなった。1919（大正8）年2月7日には、勅令第12号をもって従来の帝国大学令を全面的に改正した「帝国大学令」が改めて公布された。

帝国大学令

- 第一条 帝国大学ハ数個ノ学部ヲ総合シテ之ヲ構成ス
- 第二条 各帝国大学ニ置ク学部ノ種類ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三条 帝国大学ニ大学院ヲ置ク
- 第四条 帝国大学ニハ官制ノ定ムル所ニ依リ総長、学部長、教授、助教授其ノ他必要ナル職員ヲ置ク
- 必要アル場合ニ於テハ帝国大学総長ハ講師ヲ囑託スルコトヲ得
- 第五条 帝国大学ニ評議会ヲ置キ各学部長及各学部ノ教授二人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 帝国大学総長ハ評議会ヲ召集シ其ノ議長トナル
- 第六条 教授ニシテ評議員タル者ハ各学部毎ニ教授ノ互選ニ依リ文部大臣之ヲ命ス
- 前項評議員ノ任期ハ三年トス
- 第七条 評議会ハ左ノ事項ヲ審議ス
- 一 学部ニ於ケル学科ノ設置及廃止
  - 二 講座ノ設置及廃止ニ付諮詢シタル事項
  - 三 大学内部ノ制規
  - 四 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ノ諮詢シタル事項
- 評議会ハ高等教育ニ関スル事項ニ付意見ヲ文部大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第八条 学部ニ教授会ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス
- 学部長ハ教授ヲ召集シ其ノ議長トナル
- 第九条 教授会ハ左ノ事項ヲ審議ス
- 一 学部ノ学科課程ニ関スル事項



二 学生ノ試験ニ関スル事項

三 其ノ他文部大臣又ハ帝国大学総長ノ諮詢シタル事項

第十条 学部長ハ必要アリト認ムルトキハ助教又ハ嘱託講師ヲ教授会ニ列席セシムルコトヲ得

第十一条 学部ニ講座ヲ置ク

講座ハ教授ヲシテ之ヲ担任セシム但シ教授ヲ欠ク場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ助教又ハ嘱託講師ヲシテ之ヲ担任セシムルコトヲ得

第十二条 講座ノ種類及其ノ数ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三条 帝国大学ニ功勞アリ又ハ學術上功績アル者ニハ勅旨ニ依リ名誉教授ノ名称ヲ与フルコトアルヘシ

#### 附則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

帝国大学令の公布とともに「帝国大学及其ノ学部ニ関スル件」（勅令第 13 号）が公布され、従来各個別々の勅令によって設置されてきた東京・京都・東北・九州・北海道の各帝国大学とその分科大学を帝国大学として統一した（資料編 I - 162、pp.371-372）。これにより、「九州帝国大学ニ関スル件」（明治 43 年勅令第 448 号）は廃止され、帝国大学の新設、学部の新設は、「帝国大学及其ノ学部ニ関スル件」の改正により行われることとなった。

改正された帝国大学令と同時に、勅令第 17 号をもって「九州帝国大学ニ於ケル講座ニ関スル件」が公布され、九州帝国大学各学部の講座の種類とその数が定められた（資料編 I - 163、pp.373-374）。これにより、九州帝国大学では医学部は 16 種 24 講座、工学部は 13 種 31 講座をおくものとされた。同勅令により、「九州帝国大学工科大学ノ講座ニ関スル件」（明治 44 年勅令第 48 号）と「九州帝国大学医科大学ノ講座ニ関スル件」（明治 45 年勅令第 129 号）が廃止された。こうして、大学一般を規定した「大学令」、帝国大学に適用される「帝国大学令」、各帝国大学を統一規制する「帝国大学及其ノ学

部ニ関スル件」、九州帝国大学各学部の講座とその数を定めた「九州帝国大学ニ於ケル講座ニ関スル件」の4つの勅令によって九州帝国大学の性格・内容は規定された。なお、大学令は新体制の大学の性格を規定したものであるが、その内容の詳細は1919（大正8）年3月29日公布の「大学規程」（文部省令第11号）に拠るものとされた。

### 学位制度の変遷と新学位令の公布

1886（明治19）年に帝国大学の発足とともに大学院が設置された。帝国大学令では大学院に入り定期の試験を経た者には「学位」を授与すると規定され、1887（明治20）年5月21日勅令第13号をもって「学位令」が公布された。学位は「博士」と「大博士」の2等とし、博士は法・医・工・文・理学の5種、大博士は文部大臣が博士の会議に付し、学問上とくに功績があると認められた者に閣議を経て授与することになっていた。1888年5月には、後に九州帝国大学初代総長となる山川健次郎を含む25名が日本ではじめて博士の学位を授与された。

1897年に京都帝国大学が設立されたため、翌1898年12月10日公布の勅令第344号により学位令が改正された。この改正により、従来5種類であった博士の種類は、新たに農・獣医・林・薬学の4種が加わって9種類となった。また、大博士はついに実現しないままに同改正により廃止された。旧学位令では、大学院に入って定規試験を経た者、または文部大臣がこれと同等以上の学力があると認めた場合に帝国大学評議会の議決を経て授与することになっていた。新学位令では学問の文化発達にともない、後者について改正を加え議決権が評議会から分科大学教授会へと移行された。このほか、博士会で学位を授けるべき学力があると認められた者、帝国大学分科大学教授で当該帝国大学総長の推薦を受けた者も学位を授与された。また、旧学位令では学位の授与についてのみの規定であったが、新学位令では学位の荣誉を汚辱する行為のあった場合は学位を剥奪することが新たに規定された。

1918（大正7）年12月、大学令が公布されて公立および私立の大学が設置されると学位制度が問題となった。大学令第3条では「学部ニハ研究科ヲ置クベシ」として数個の学部を置く大学では研究科間の連絡協調のためにこれを総合して大学院を設けることができる規定であったため、帝国大学のみならずこれらの大学が学位授与の権限をもつことは当然の帰結であったのである。

1920（大正9）年7月6日、勅令第200号をもって再び学位令が改正公布された。これにより、1898（明治31）年12月10日の学位令および同日勅令第345号博士会規則は廃止された。同改正により変更された点は以下のとおりである。

1. 旧令では学位を文部大臣が授与していたが、新令では文部大臣の認可を経て大学が授与することに改められた。
2. 博士の種類も文部大臣の認可を経て大学がこれを定めることとなった。
3. 旧令では大学院に入って定規の試験を経た者には学位を授与したが、新令では大学学部研究科（大学院）で2年以上研究に従事し、論文を提出して学部教員会の審査に合格しなくならなくなった。
4. 博士会や大学総長の推薦などは廃止され、大学院によるものと論文提出によるものとの2本立てになった。
5. 学位の公正を目的とし、学位授与をうけた日から6か月以内に論文を印刷公表することになった。

## 第2節 九州帝国大学の制度改革

### (1) 官制・通則の改正

大学令の制定、帝国大学令の改正にともない、1919（大正8）年4月1日勅令第56号をもって「九州帝国大学官制」が改正公布された。大学令の規定により、同日より分科大学の名称が学部に変更された。また、大学が一体のものであるという精神を明らかにするために、それまで、総長・書記官・学生監・司書官等を大学全体の職員とし教授・助教授・助手等を分科大学の職員として区別していたのを、教授・助教授等もまた帝国大学全体の職員であることに改められた。

従来は医科大学附属医院に医院長を置き医科教授より文部大臣がこれを補し、医院長は医院の事務を掌理するとあったのを、東京・京都の両帝国大学官制では医院長は総長監督のもとに医院の事務を管理することになっていた。九州帝国大学でも事務処理の観点から総長直属にした方が便であるとし、1916年6月5日、医院長は総長の監督のもとに医院のことを掌理する規定を設けていた。ここにいたって官制上、医院長は総長の監督のもとに医院の事務を掌理することに改正されたのである。そのほか、九州帝国大学分科大学の職員が九州帝国大学の職員に任命される場合の身分や俸給・補職などはそのまま移行するという規程が設けられた（資料編Ⅰ-164、pp.374-375）。

大学令の制定、帝国大学令の改正等によって大学における授業は学年制を改めて科目制とするなど、大学の通則を改正する必要があった。そこで、1919年9月9日、九州帝国大学通則を改正し、同月1日より施行した。主な改正点を以下のとおりである（資料編Ⅰ-165、pp.375-381）。

- ①靖国神社祭、陸軍記念日、海軍記念日は従来休日としていたが、その必要を認めないのでこれを廃止する。また、冬季・夏季の休業期日は各学部で多少これを異にする必要があるので、学部規程でこれを定め

ることとし、通則中から削除した。(第2条・第3条)

- ②帝国大学において試験に合格し学士となった者が入学を請うときおよび九州帝国大学の学生で退学した者が再入学を請うときの許可に関する規定を新たに設ける。(第9条)
- ③従来学部の授業開始は9月11日であったが、医学部では本年から9月1日開始に変更したので、入学願書受理最終期日8月31日を8月21日に改めた。(第10条)
- ④甲学部の学生で乙学部の科目を学修し得る道を開いた。(第19条)
- ⑤従来の卒業証書を廃し、一定の試験を受けこれに合格した者には合格証書を付与することとした。(第26条)
- ⑥旧通則第28条には、中途退学者には修了した科目について証明書を与える旨の規定を設けていたが、実際は必要ないためこれを削除した。
- ⑦旧通則第36条から第39条までの選科生に関する規定は、選科生を各学部に必ず置く必要を認めないので通則中からこれを削除し学部規程に譲った。
- ⑧旧通則第56条で、大学院学生で学位は請求しないが相当の研究を成したと認める者には証明書を与える旨の規定を設けていたが、別に規定を残す必要もないのでこれを削除した。
- ⑨旧通則第57条第2項には、大学院学生で研究料を支弁できない者は免除することがあると規定していたが、この規定も存置の必要を認めないので削除した。
- ⑩奨学資金貸費は従前の規程では年額120円以内としていたが、物価騰貴に応じてこれを180円以内と改めた。(第65条)

なお、上記のうち、3点目の第10条の改正については、高等学校長会議の要請にもとづき、1922年2月15日までに変更された。

上記のほか、通則第18条の手続きを経ずに他の帝国大学へ入学を願い出た者の取り扱いや委託学生規程が改正された。委託学生規程の改正点は、学

力の検定をうけ大学予科同等以上と認められた者が学士試験に合格した時には合格証書を付与し工学士と称することを得るとした点である。なお、図書室規程、専攻科規程も改正された。

## (2) 学部規程の改正

### 医学部規程の改正

九州帝国大学官制と同通則の改正にともない、1919（大正8）年9月1日に医学部および工学部の規程が改正・施行された。医学部規程では第3章修学と第4章試験に関する規程が規程改正の骨子となった。

第3章修学に関する規定の改正点は、①従来の学級制を廃止して自由聴講制とし、最短在学年限4か年および最長在学年限8か年の間において自由に修学し得るようにした。なお、解剖学・整理学・病理学・医化学・薬物学を修了した後でなければ臨床講義に出席できないとの制限が加えられた、②つとめて授業時数、とくに講義時数を減じて学生に自由討究の余地を与え、一方、実習・臨床講義に重きを置いて实际的知識の涵養につとめようとした、③なるべく平行講座制の精神に拠ることとし、3学期制を改めて2学期制とした、④必修科目外に随意科目を設けて学生の随意聴講に委する制度をとった、という4点である。

また、第4章試験については、従来は学級制を認め学生に進級試験・卒業試験を受けさせ採点法によってその及落を定めていたのを、試験は学生の申請によって行いかつ各学科を通じてこれを6部に分け各部につき抽籤によってその中の1学科を試験することにした。試験申請の条件としては、一定期間講義および実習を修めることを必要とし、かつ基礎医学科の試験に合格した後でなければ応用医学科の試験を申請することはできないとした。試験の評定は採点法を用いず、合格・不合格の2種とし、試験期は毎学期の終わりあるいは学期中に行うこととし学生の利便をはかった。こうして医学部では、

新大学令により、学生の修学および討究の自由を尊重する方針のもとに学部規程の改正がなされた。

### 工学部規程の改正

大学令の改正により、工学部でも医学部と同様に学部規程の改正がなされた。九州帝国大学工科大学では、入学試験が必ずしも志願者の全てを審査し得るものではないという考えから、入学試験を実施せずに高等学校在学3か年間の成績および身体検査証をもとに優秀な人材を採用していた。ところが、1919（大正8）年から東京帝国大学でも選抜試験を廃止し、九州帝国大学工科大学と同様に高等学校在学時の成績順に合格者を採用することとなったのである。九州帝国大学工科大学の願書受付日は、東京帝国大学の願書受付日である6月15日の翌月の7月31日であった。高等学校卒業生は中央に所在する帝国大学に進もうとする傾向が強いため、東京帝国大学と入学資格が同じでかつ願書提出期日が東大より遅いとなると、東大の落第者を拾うことになる可能性が高かった。そこで、1919年5月より、高等学校2部甲類卒業者をに入れて定員に満たないときは高等学校2部乙類・丙類の卒業者を収容し、門戸開放の意味で各高等工業学校その他工学部に関係ある専門学校卒業者をも試験のうえ受け入れることとしたのである。こうして九州帝国大学では、工学部学生として耐え得る資格があるかどうか厳正な考査を行うことを条件として門戸を広げ、広く秀才を求めようとしたのである。

工学部規程の改正のねらいは、医学部と同様に新大学令の趣旨に則り、従来の学年制度を廃して科目制度にし、学生の聴講をなるべく自由にして自発的に学生を修学させようとする点にあった。なお、工学部規程の改正の要点は以下のとおりである。

- ①3学期制を2学期制に改め、授業の能率をたかめ事務の簡素化をはかった。

- ②従来工学部に入学を志望する者は、土木・機械・電気・応用化学・採鉱・冶金の6学科について志望学科を選択させていたが、今後は学科の性質の近似したものを組み合わせて3部類（第1部類：土木・採鉱、第2部類：機械・電気・造船、第3部類：応用化学・冶金）とし、そのうち1部類を選択志望させることに改めた。従来の6学科教室の区画に拘泥せず、その設備の類似した学科は互いに融通流用して学生の収容を充実しようとした。
- ③工学部学生は工学部の授業科目のうち、そのいずれの科目を学修しても自由であることを原則とし、その趣旨を規定した。
- ④前項のように学生の聴講は自由なことを原則としたが、学士の称号を得ようとする者は、所定の専修学科につき学士試験を受けることを必要とした。
- ⑤専修学科は従来所定の6学科を総合してさらに16専修学科を設定した。
- ⑥16専修学科ごとに主要な科目を試験科目とし、ほかに若干の選択科目を必修とし、その科目の配置は特に実験実習等に重きを置いた。その試験科目・選択科目を学修する時間数は、旧規程による学科課程よりも余裕あるものとし、その専修学科につき十分に理解研究をなし、あるいはまた他の科目にわたって必要な知識を吸収する余力を存せしめることに意を用いた。
- ⑦試験の成績は単に合格・不合格の2とし及第や学級の区別は廃止した。

### (3) 学位規程の制定

#### 学位規程の制定

1921（大正10）年4月13日、「学位ニ関スル規程」、「学位請求論文審査手続」が制定され、これに伴い通則第48条が削除された（資料編I-166、



p.381)。

九州帝国大学学位ニ関スル規程

第一条 本学ニ於テ授与スヘキ学位ハ医学博士及工学博士ノ二種トス

第二条 本学大学院ニ於テ二年以上研究ニ従事シタル者ハ其ノ研究シタル事項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

総長ハ前項ノ論文ヲ教授会ノ審査ニ付ス

第三条 前条ニ該当スル者ノ外学位ヲ請求セントスル者ハ自著ノ論文一編ニ履歴書ヲ添ヘ其ノ請求スル学位ノ種類ヲ指定シテ総長ニ提出スヘシ

前項論文ノ外参考トシテ他ノ論文ヲ附加シテ提出スルコトヲ得

総長ハ第一項ノ論文ヲ提出者ノ請求スル学位ノ種類ニ応シ相当学部教授会ノ審査ニ付ス論文ハ之ヲ還付セス

第四条 前条ニ依リ学位ヲ請求スル者ハ論文審査ノ手数料トシテ金百円ヲ納付スヘシ但シ既納ノ手数料ハ本人ノ都合ニ依リ学位請求ヲ取消スコトアルモ之ヲ還付セス

第五条 学位ヲ有スル者其ノ荣誉ヲ汚辱スルノ行為アリタルトキハ総長ハ当該学部教授会ノ議決ヲ経文部大臣ノ認可ヲ受ケ学位ノ授与ヲ取消シ学位記ヲ還付セシム

第六条 前条教授会ノ議決ニハ在職教授三分ノ二以上ノ出席アルコトヲ要シ且出席教授四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス但シ海外旅行中ノ教授ハ之ヲ算入セス

第七条 学位記ノ様式左ノ如シ〔様式省略〕

学位記は、大正期から 1945（昭和 20）年にかけて発行された紙幣の図案を数多く手掛けた磯部忠一によってデザインされた。また、菊花の中央に「九州大學」の文字を配した紋章は、学位記用の図案として 1920（大正 9）年に東京美術学校に依頼して作製された。同紋章の使用については、文部省および宮内省の両省との交渉の結果、「差当り学位記ニ附スルコトニ決定シ其他ノ

モノニ附スルコトハ尚考慮スル」とされ、学位記専用のものとされた（折田悦郎「九州帝国大学要覧」、『九州大学大学史料室ニュース』第2巻、九州大学大学史料室、1993年、p.5）。

### 九州帝国大学最初の博士号授与

「学位ニ関スル規程」が制定されて医学博士・工学博士を授与できるようになり、1921（大正10）年9月に九州帝国大学ではじめて3名の医学博士が誕生した。その3名とは、鈴木三伯・藤原教悦郎・野村正一<sup>きょうえつろう</sup>で、鈴木は1908（明治41）年、藤原は1910年の福岡医科大学の卒業生である。野村は、長崎医学専門学校の出身で、九州帝国大学の後藤元之助や武谷広に学んだ。

1921年にはこの3名をはじめとして合計8名の医学博士を出し、1921年には21名、1922年には27名、1923年には39名、1924年には32名、1925年には46名と相次いで医学博士が誕生した（『九州帝国大学一覽』）。

1922年6月には、西沢恭助と吉田徳次郎の2名の工学博士が誕生した。西沢は1917年工科大学応用化学科の出身であり、工科大学（工学部）卒業生の中で最初に学位を受けた。また、吉田は1912年東京帝国大学工科大学の出身で工学部土木工学科の助教授であった。1922年に合計4名、1925年に1名の工学博士が誕生した（『九州帝国大学一覽』）。

なお、1919年に農学部が設置され学位規程が改正されると、九州大学では医学博士・工学博士・農学博士を授与することができることとなった。1929（昭和4）年3月には、最初の農学博士が川口栄作に授与された。

### (4) 卒業式の廃止と4月入学制

第1次世界大戦もようやく終わり、1919（大正8）年1月にパリで講和会議が開かれ、九州帝国大学でも7月1日に講和祝賀式を挙行了した。本来ならば、例年のとおり7月5日には卒業式が挙行されるはずであったが、この年

より廃止されるに至った。卒業式が再開される1928（昭和3）年まで、新卒業生たちは印鑑持参で事務室に行き人定審問のうえ「学士試験合格証書」を受け取ることとなった。大学の行事の中でも最盛儀とされた従来のはなばなしい卒業証書授与式に比べ、簡略をきわめたこの「学士試験合格証書」の授与は、社会への新たな門出とするにはあまりにも味気ないと感じる卒業生も多かったという。卒業式の廃止に伴い、優等卒業生に下賜された「恩賜の銀時計」も廃止となった。廃止の理由は、学生が恩賜賞を得ようと激しい競争勉強をする弊害があるからであった。卒業式と恩賜賞の廃止は、形式を排し自由を尊ぶ時代精神のあらわれであった（『九州大学五十年史』通史、p.171）。

1920年12月、「九州帝国大学通則」が改正された。改正の理由は、従来、学期の開始は9月であったが、1921年から4月へと変更することとなったためである。同改正ではこの他、休業日の記載を従来夏・冬休業期日間にある国祭日はこれを掲記しなかったのを全部掲げ、各学部一定しなかった春季休業日を一定にした。また、学士の称号中に新たに農学士を加え、授業料35円を50円に増額し、大学院学生の研究料が納納であったのを1か年分を一時に納付することに改め、貸費利子1か年5分であったのを4分8厘に減額した。

1921年から学年の始期を4月に改めるため、臨時の措置として1921年4月から6月にいたる授業の科目および時数を1920年9月から1921年3月までの間に繰り上げ、適宜配当する必要がおこってきたので、1920年9月の新学期からの趣旨で授業を実施していった。

1921年から学期開始期が4月となったため、新入学生の宣誓式をこれからのち毎年5月に挙行することとなった。この年は5月2日に行われ、医学部108名・工学部101名の新入学生を迎え入れた。さらに、この年から農学部農学科の授業が開始され、3名の正科新入学生を迎え入れた。

## (5) 総長互選制の実施

### 総長選内規の制定

1925（大正 14）年、法文学部授業開始後の学部長会議の席で真野文二総長は正式に辞職の申し出をした。真野総長は、還暦祝賀の予期より総長を辞する意を有しており、農学部・法文学部の創設を終えた今、その意志はゆるぎのないものとなっていた。留任の交渉があったがそれを受け入れず、結果として各学部教授会の意見を徴し総長選挙に関する委員を選挙することとなった。6月の教授会で各学部から学部長の他に2名、合計3名ずつの委員が選出され、総長候補者選挙内規の起草委員会が発足した。

東京・京都・東北帝国大学ではすでに総長互選が実施されており、九州帝国大学でも早くから総長互選制を希望する声があり、特に工学部の教授間にその意向が多かった。九州帝国大学では、火災、特診事件など学外からの総長の天下り任命を容認せざるを得ないような事件が継起していたにもかかわらず、真野総長は学内の総長互選制の意向をくみあげ内規の作成を進めさせた。そして、数回にわたる起草委員会の討議を経て、1925年10月20日に総長候補者選挙内規が制定され、総長互選実施に踏み切るに至ったのである。

この「総長候補者選挙内規」は、全10条から成る（資料編I-169、pp.383-384）。第1条で総長候補者は九州帝国大学教授の中から選定することとし、学内以外でも学識あり声望閥歴卓越なる者は総長候補者となし得るとされた。各学部で10名の総長候補者予選委員を互選し（第2条）、これら委員は予選委員会において3名連記無記名投票の方法で得票の多い者から5名の総長予選候補者を選び（第3条）、同日教授総会において無記名投票によってこの予選候補者中から総長候補者を投票し、過半数の投票を得た者を当選者とするようになった（第4条）。総長の任期は満4か年とし、再選可とされた（第7条）。

選挙内規が設けられたものの、大学総長は国家の官吏であるためその任命

は天皇大権に属しており、文部大臣はその任命を天皇に奏請するにすぎない。文部省では、総長互選制について、大学自治の精神と大学側の意向を尊重する趣旨から非公式容認のかたちをとった。

### 第1回総長選挙

帝国大学の総長互選をめぐり、それまで文部省と大学との間に齟齬そごをきたすことなく、互選に当選した者が例外なしに任命を受けてきた。しかし、九州帝国大学の第1回総長選挙では、互選に当選した者が辞退するという異例の事態がおきたのである。

1926（大正15）年1月18日、法文学部の階上会議室で厳粛な雰囲気の中、総長選挙が行われた。全教授98名のうち出席者は86名で、投票管理者は医学部長の高山正雄であった。

開票の結果、九州帝国大学第1回互選総長として工学部教授西川虎吉が選ばれたが、選挙直後に西川は総長辞退を申し出た。西川はソーダ工業の確立が畢生ひっせいの事業であり研究に専念したいため、総長職と兼ねることは自身の性格上許すことができなかったのである。第1次世界大戦による輸入品途絶のため日本で化学工業の独立が叫ばれたさなか、ソーダ灰のアンモニア製法を主張し政府の援助のもとに日本で唯一のソーダ灰製造工場を旭硝子会社内に設立、日産50t余の成果をあげていた。その勢いは、欧州各国のソーダ会社の東洋進出を抑えるほどであり、関東州にも大規模なソーダ灰工場を設営する計画が西川を中心にすすめられていた。

西川の辞退の後、学部長会で再選挙の打ち合わせがなされ、翌月の2月23日に再び選挙が行われた。この再選挙で、農学部教授兼朝鮮総督府勸業模範場技師（場長）農学博士の大工原銀太郎が大多数をもって当選した。

## (6) 名誉教授と停年制

## 教授定限年令制内規の制定

大学令の公布に備えて各帝国大学で大学制度改革案が審議されているさなか、九州帝国大学ではその一環として停年制の問題が討議された。1925（大正14）年6月、この問題に熱心で創設の古い医学部が、工学部と農学部を誘って「停年制内規起草委員会」を作り内規の起草に着手したが、制定には至らなかった。

1925年9月には医学部衛生学の宮入慶之助教授が満60歳で依願退職し、同年に眼科学の大西<sup>よしあきら</sup>克知教授が満60歳になるとただちに辞表を提出した（翌年まで保留）。さらに、解剖学の小山龍徳教授も1926年3月に辞表を提出し承認された。この時、小山はすでに66歳であり、停年制の問題はもはやこれ以上の延期は許されない状況にあった。

1927（昭和2）年、内規起草委員会が起草した内規案を医・工・農・法文各学部を持ち帰り、その修正意見をもとに9月22日に最終審議を行った。その結果、以下のような内規が決定された（資料編I-170、pp.384-385）。

## 教授定限年令制内規

教授ハ満六十歳ニ達シタル日ニ辞表ヲ提出スルモノトス

## 附 則

本内規ハ決定ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本内規ノ改正ハ総長必要アリト認メタルトキ又ハ半数以上ノ教授ヨリ要求アルトキ委員ヲ設ケ之ヲ詮議ス

## 覚 書

一、本内規ニ依リ退官スル者ハ他ノ帝国大学ノ例ニ従ヒ優遇スルコト

二、満六十歳ニ達セサルモ在官二十年以上又ハ満五十五歳ヲ超エタル場合ニ退官スル者ハ前項ニ準シテ取扱フコト

三、前二項ニ依リ退官セル者ニハ研究上出来得ル限り便宜ヲ与フルコト

- 四、兼任教授ニハ本内規ヲ適用スルモ優遇ハ為サ、ルコト
- 五、本内規ニ依リ退官セル者ニハ其学部教授会ノ決議ニ依リ一ケ年ヲ限度トシ講師ヲ嘱託スルコトアルベシ
- 六、教授ハ総長ニ任セラレタル為第一項乃至第三項ノ優遇ヲ受クル資格ヲ失ハサルコト 以上

こうして、満 60 歳に達した日をもって退職とする停年制内規が決定された。内規決定の翌月、医学部では満 60 歳になった後藤元之助<sup>はやり</sup>と三宅速の両教授がただちに退職した。同内規により毎年 2 名程度の退職者が出るという計算であったが、実施してみると学期途中になる等の不便な問題があり、1928 年には修正の動きが現れた。5 月の評議会では、教授停年退職の場合に恩給の関係上できるだけ退官教授に一時他の講座を分担させ年俸 6000 円を支給するという事になった。その後、評議会では現行の停年制内規を施行しながら委員を設けて内規の検討を行うことにしたが、委員会の活動はほとんど見られず、1941 年に内規の修正がなされた。

### 名誉教授制度の整備

帝国大学令第 13 条に依り、帝国大学は大学に功労があつた者、学術上功績があつた者に対して、勅旨により名誉教授の名称を与えることが出来るとされていた。九州帝国大学では、1911（明治 44）年 5 月 15 日に元福岡医科大学教授で同学長の大森治豊が名誉教授の名称を授与されたのが最初である。ついで 1913（大正 2）年 6 月 23 日には元総長山川健次郎に名誉教授の名称が授与されている。これら従来の名誉教授は名称のみでその待遇については規定されていなかった。1915（大正 4）年 8 月 10 日に勅令第 152 号をもって名誉教授の待遇は勅任官とすると定められ、ここに名誉教授制度は整備されることとなった。

九州大学でも大正半ばを過ぎると、退職・転職をする教授が現れ、名誉教授を推薦する必要がでてきた。1922 年 2 月 7 日、評議会において名誉教授

推薦内規を制定することを決定したが、皇后行啓の準備に忙殺され内規の制定には至らなかった。11月に入り再び評議会の議題にあがると、同月28日には①名誉教授に推薦される該当者を、教授として九州帝国大学に20年以上在職し功労ある者とし、教授在職20年未満であっても功績特に顕著な者は該当する、②推薦は総長または評議員が行う、③採決は、討論を経ずして無記名投票とする、④推薦の採決は4分の3以上の評議員が出席し、4分の3以上の賛成を得た場合に有効となる、⑤候補者の提案がなされた日は説明のみとし、採決は次回に行う、等の諸点を仮決議し、文部省に帝国大学令第13条「学術上功績アル者」の基準を確かめたくえ決定することとした。翌1923年1月30日、文部省の意向をうけた評議会は名誉教授推薦の適用を外国人にまで広げ、仮決議のとおり決定した。

4月17日の評議会では、名誉教授推薦内規にもとづき、医・工両学部長から元教授中山森彦、元教授で現東京帝国大学教授稲田龍吉、元教授中原淳蔵の3名を名誉教授候補者として推薦する提案がなされた。そして、4月24日の評議会でこの3名を推薦することが決定した。推薦順序は、採決投票の可票を多く得た者を先にし、同票の場合は官等順によるものとした。6月13日には、勅旨によりこの3名に名誉教授の名称が授与された。中原はすでに1921年9月30日に55歳で依願免本官になり工学部講師を嘱託されていた。また、中山は1917年4月25日に50歳で病気を理由に退職していた。さらに稲田は、1918年9月21日東京帝国大学医学部に転任し、現役のままの名誉教授であった。

医学部では、1925年に宮入慶之助、翌1926年には大西克知と小山龍徳が停年退職し、1927(昭和2)年には停年制施行の最初の適用者として伊東祐彦が同年11月1日に、三宅速と後藤元之助が12月26日に名誉教授となった。また、工学部では、中原について服部鹿次郎が工学部最初の停年退職をし、1928年8月18日に名誉教授となった。なお、1926(大正15)年5月31日には真野文二総長に名誉教授の称号が与えられた。